

平成29年（2017年）第1回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成29年2月1日（水曜日）

招集年月日 平成29年2月1日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成29年2月1日（水）

応招議員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑 正量

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	竹内康雄
総 務 課 長	濱田多実博	財 政 課 長	上野和彦
環境管理課長	玉本真也	水 道 課 長	久保健作
海山総合支所長	玉津裕一		

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	奥村能行
書 記	奥川賀夫	書 記	上野隆志

議事日程（第1号）

- |          |   |
|----------|---|
| 第1       | 会議録署名議員の指名                                    |
| 第2       | 会期の決定   |
| 第3       | 諸般の報告   |
| 第4 請願第1号 | 『汚染土壌処理施設（海山土壌処理センター）』設置許可に住<br>民意志の反映を求める請願書 |

追加議事日程（第1号の1）

- |            |   |
|------------|---|
| 第1 意見書案第1号 | 『汚染土壌処理業（海山土壌処理センター）』の許可に住民意<br>志の反映を求める意見書 |
|------------|---|

会議録署名議員

2番 原 隆伸

4番 樋口泰生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

**玉津 充議長**

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、平成29年第1回紀北町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

議事日程を議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

**脇 俊明議会事務局長**

平成29年第1回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成29年2月1日（水曜日）午前9時30分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 請願第1号 『汚染土壌処理施設（海山土壌処理センター）』設置許可に住民意志の反映を求める請願書

以上でございます。

---

**日程第1**

**玉津 充議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に

2番 原 隆伸君

4番 樋口泰生君

のご兩名を指名します。

---

**日程第2**

**玉津 充議長**

次に、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**玉津 充議長**

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

---

### 日程第3

**玉津 充議長**

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る1月27日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集にあたり付議された事件は、1件であり、請願第1号 『汚染土壌処理施設（海山土壌処理センター）』設置許可に住民意志の反映を求める請願書であります。

請願案件の取り扱いについてであります。本町議会の申し合わせでは、請願案件は、定例会において審査することになっておりますが、本請願の内容から、緊急性があり、3月定例会を待っていては、時機を失し、適当ではないと判断したことから、本臨時会において取り扱うことに決定したものであります。

次に、地方自治法第123条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。普通会計の平成28年度11月分と12月分、水道事業会計の平成28年度11月分と12月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。

報告書は、議員控室に保管してありますのでご覧ください。

訂正します。地方自治法第235条でありまして、123条と申し上げたのは誤りでありますので、訂正させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定により、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

それでは、これより議案の審議に入ります。

---

#### 日程第4

##### 玉津 充議長

日程第4 「請願第1号 『汚染土壌処理施設（海山土壌処理センター）』設置許可に住民意志の反映を求める請願書についてを議題とします。

お手元に配付の請願文書表のとおり、請願1件をここに受理することとし、別紙、請願文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

協議会事務局長。

##### 脇 俊明議会事務局長

平成29年第1回紀北町議会臨時会

平成29年2月1日

請願文書表。受理番号 請願第1号。

受理年月日 平成29年1月19日。

件名 『汚染土壌処理施設（海山土壌処理センター）』設置許可に住民意志の反映を求める請願書。

請願の要旨

現在、紀北町上里坂ノ下地内に建設がすすむ汚染土壌処理施設は、海山地区住民にとって、汚染水の問題による健康被害はもとより、地域の農業、漁業に深刻な影響を与え、町の基幹産業の衰退に繋がりがねず、大多数が設置に反対です。

よって、本請願を採択いただき、県知事に設置許可において住民意志を反映されるよう意見書を提出していただきますようお願い申し上げます。

請願者の住所及び氏名 北牟婁郡紀北町河内125番地1 河内区長 野間秀治ほか21名。

紹介議員氏名 入江康仁議員、家崎仁行議員、原 隆伸議員。

付託委員会 教育民生常任委員会。以上でございます。

##### 玉津 充議長

以上で請願案件の説明を終わります。

お諮りします。

請願第1号の審議にあたっては、議会の意志を緊急に決定する必要があることから、会議規

則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**玉津 充議長**

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議において審議することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**玉津 充議長**

以上で質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論される方はありませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**玉津 充議長**

次に、賛成討論される方はありませんか。

近澤チヅル君。

**7番 近澤チヅル議員**

7番 近澤チヅル。『汚染土壌処理施設（海山土壌処理センター）』設置許可に住民意志の反映を求める請願書の賛成討論を行います。

私が上里地区における汚染土壌処理施設の計画を知ったのは、12月4日の事業者からの、上里地区住民の皆さんに行われた説明会でした。すでに平成27年8月から工事が始まっていたのに、地元の説明もなく、それも命の飲み水である水源地の300m上流に建設されるということで、説明会は反対の声でいっぱいでした。その後、河内、細野、上里地区の皆さんが、次から次へと反対決議をし、12月26日には、町と県に反対署名の提出もありました。署名活動も上里地区から海山地区全体へと広がっております。私も先日、署名いたしました。汚染土壌処理施設や産廃などの法律は、もちろん国であります。許認可権が県であり、設置場所は町になることから、このような施設が設置される際、住民の声が大もとである国の法律に反映されにく

い面があります。そのため、とかくことが起こってから、法律が後回しになってしまいがちです。連携が必要です。それらを受け、私ども日本共産党は、私と中津畑議員が1月29日、日曜日、参議院の環境部会に所属する武田良介議員とともに現地視察を行いました。そこには町民の方も参加され、安全第一、地元のご理解をという事業者の説明に対して、想定外のことが起こったらどうなる。私たち高齢者はいいが、子や孫にあの時なぜ反対しなかったのかと言われる。子どもの頃から、どんどの耳とり風と言われるほど強い風が吹く場所で、有害物質の粉じん飛んでこないか心配など、不安を直接訴えておりました。私もそのとおりでと思いました。

また、国会のほうでも環境部会が近く開かれる予定だということもわかりました。

現場の汚染土壌の施設では、処理前保管施設と処理後の保管施設はできつつありましたが、その施設についても、処理前には2日分、処理後には4日分の土壌の保管ができるだけと聞き、素人の私はびっくりさせられました。ちなみに、その後の土はどこに処理するのかは、これからで、そして何よりも、設備については手をつけていないということでした。また、リニア新幹線の残土処理も考えているともありました。都会の残土で私たちのふるさとが汚されることは、絶対に許すことはできません。今、この施設が建設されたら、私たちの命の水源地が汚染土壌や産廃の銀座になりかねません。

以上のことから、住民の皆さんの意見を反映すべく、請願の趣旨でもあります、本請願を採択し、県知事に、設置許可において、住民意志を反映されるよう意見書を提出することには、大いに賛成いたします。今こそ、町民の皆さんの先頭に立ち、さらに署名活動が紀北町全体、長島地区へも広がるよう、力を尽くすことを願い、私の賛成討論といたします。

## 玉津 充議長

次に、賛成討論される方はありますか。

原 隆伸君。

## 2番 原 隆伸議員

おはようございます。私、『汚染土壌処理施設（海山土壌処理センター）』設置許可に住民意志の反映を求める請願書に賛成の立場から討論を行います。

まず、紀北町は、安全・安心のまちということをスローガンにしております。そういう観点にも、この事業場は反すると思います。そして、河内の耳とり風、どんどの耳とり風というんですか、この風によって、カドミウムが飛散され、地域が汚染される可能性が十分あります。

そして、この車両が80台通るということは、往復しますと160台になりまして、約3分か4分

に1台車両が通行することになります。そして、高速道路を通ってくることから、観光客がこの車両がどういうものであるかと知った場合、観光客も減少するものと思われま。そして、風評被害によって、我々の宝である水産業及び農業が危機にさらされる可能性がある。そして、そういう観点から、この事業場が営業された場合、どうなるのか。もし、万が一、搬入した土砂に嘘が、虚偽があった場合ですね、例えば、マニフェストに嘘が書いてある。それから、保管が適切でなかったというような場合が生じる場合、これがおそらく発見されるのが、1年か2年後だと思います。そして、さあ発見されました。罰金がありますと。その罰金金額は20万円です。この件に対して、最高罰金が100万円です。そして、この会社の資本金は100万円です。そういうことから考えても、この事業所が人の健康を害する有害物質を扱う事業所であるということに、賛成することは到底できない。容認できない。そういう観点から、反対の意見を、この事業場に対する反対の意見をもって、また、今日まで地元の住民の皆さん及びいろんな方々が努力していただいて、ここに請願書をあげていただきました。皆さんの努力に感謝いたしまして、また、この請願をなんとしても成立させやないかんという観点から賛成討論とさせていただきます。

#### 玉津 充議長

次に、賛成討論される方はございませんか。

奥村武生君。

#### 11番 奥村武生議員

汚染土壌処理施設設置許可に住民意志の反映を求める請願書に賛成の立場で討論をいたします。

なぜ、このような事態に至ったかも含めまして、すべてを私の知る限り明らかにしたいと考えるところであります。

まず、諸悪の根源は、現在、建とうとしているところに、平成15年頃、産廃の施設を許可したことであります。当時の理事者かつ水源地保護審議委員に激しい怒りを感じるものであります。そして、こういう首長や水源地保護審議委員を選んだことを、住民の皆さんもよく考えていただきたいと思ひます。ここが今回の出発点なんです。

次にですね、平成16年の豪雨でも浸水することはなかったといひますけども、文科省では、次の南海トラフのプレート破壊は2030年、高知大学の岡村先生は、須賀利の堆積物の調査から、早くて2025年といひているわけです。地球は激しい動乱期に入っており、1707年の津波のおり

は、もう全ての町、村は野原となったという記録があります。この地方も、当然のごとく、この施設も、そのようになる可能性は極めて大きいと考えるところです。東北にあつては、先般の2011年3月11日の東北の津波のおりはですね、河川はですね、約40キロ遡っているわけです。上里のこの地区もですね、当然のごとく、津波にもまれることは、必定であると考えます。

次に、平成22年にこの汚染土壌処理施設に関して法律が変わりまして、今までの届け出制から、許可制に変わったわけです。このときに、我が町の水源地保護条例の規則をですね、汚染土壌も追加すべきだったのです。当時の町長、副町長、そして、水道課長は東紀州の公務員としての責務を怠っていたことは明らかです。

そして、次には、なぜここへ持ってくるのか。よその土地をですね、なぜここへ持ってくるのか。それは聞くところによりますと、埼玉県とか、千葉県などで、もうこのようなことでは困ると。県として、他県からの汚染土壌はですね、持ち込まないという条例をつくったからだというふうに私は聞いております。そして、ここへ持ってくる理由というのはですね、三重県の条例及び当町の条例が緩いからなんです。1日も早くこの条例をつくりかえるべきなのです。

そして、さらにですね、住民各位の同意をなくしてですね、これは赤羽の問題も同じだと思うのです。同意をなくして、こういう施設をつくってはならないという県条例を、1日も早くこれは設置すべきなんです。この点では、当地方の東紀州出身の県会議員にも、私は強く申し上げたい。

それから、一般廃棄物については、地方で出たものについては、地方で処理すると、地方公共団体で出たものについては、地方公共団体で処理するというふうになっているわけです。ところが、産廃はそうはなっていないのです。これは、私は平成22年か23年ごろの一般質問で申し上げたことがあります。産廃も紀北町で出たものについては、産廃、紀北町で処理する。尾鷲市や隣の町で出た産廃については、絶対に処理してはならないのです。そのような条例もこれはつくらなければなりません。

そして、地方公共団体の最大の責務はですね、住民の命と健康、そして、財産を守ることであり、この点からいってもですね、東紀州を加えれば、東紀州は独特な位置にあります。それは大台ヶ原の日出ヶ岳下方300mを源流としたところから湧き出る伏流水及び表流水によって、熊野灘の魚群がつけられているということです。そのような独特のですね、地形が私たちの生活圏を今まで支えてきたわけです。このことを根底から覆すようなですね、産業廃棄物設置についてはね、断じて許可できないものであります。そして、このことを守りぬくべきというこ

とがわからない、理事者やそして議会議員は、住民を代表する議員として、私は極めてふさわしくないと思うのであります。

最後に、請願は、憲法で保障されたものであります。海山住民全員一致の署名はですね、当然のごとく、知事はこの請願を遵守すべきであると考えます。以上で私の討論を終わります。

## 玉津 充議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

入江康仁君。

## 8番 入江康仁議員

議長の許可を得ましたので、請願第1号 『汚染土壌処理施設（海山土壌処理センター）』設置許可に住民意志の反映を求める請願書に対する賛成討論をさせていただきます。

まず、今回の汚染土壌処理施設の建設のことの発端は、1人の町議会議員が事業者でありながら、また、町議会議員という立場を利用し、相手方事業者に対して信用させ、資金を出させ、事業計画をつくり、汚染土壌処理施設の建設に至らしめたのが、この事件の発端であります。このことを確信持って言えることは、当該事業者の聞き取りの中での答弁として、当該事業者が当事者である問題の町議会議員に、地区住民に対しての説明会はいらないかという問いかけに、地区住民には、根回しはしているから大丈夫だと。また、俺が事業をやるからと言えば、誰も反対はしないなど、当該事業者を安心させ、また、信用させたうえで資金を出させたのであります。当該事業者は、その町議会議員の言葉を信じ、地元地区の住民の方々への説明を怠って、平成27年8月より建設工事を開始いたしました。この間の地元住民の皆さまは、平成28年12月4日までの1年4ヵ月の間、砂利砕石事業にかかわる工事だと思っていたのです。平成28年12月4日に、当該事業者から、この汚染土壌処理施設の事業説明を受けた時、地域住民の方々には、驚きと怒りがこみ上げてきたと思います。同時に、これからの生活に不安と恐怖を感じたことは、私には手に取るようにわかります。

そこで、私たち町議会議員も紀北町民の方々とともに、地区住民の皆様の不安と恐怖を取り除き、安心して安全な生活ができるように、行政のトップである町長と協力をし、当該業者が計画している汚染土壌処理施設の建設を阻止しなければならない責務があると思います。今回の問題にしても、尾上町長は、最初から、私は地域住民の方々と一緒の目線であると言ってくさっています。また、この29年1月20日に、この施設の業の許可権者である三重県知事に、紀北町上里における汚染土壌処理施設計画に関する要請という要請書を出してくれました。

朗読させていただきます。これが知事に宛てた要望書でございます。

平成29年1月20日

三重県知事 鈴木英敬 様

紀北町長 尾上壽一

紀北町上里における汚染土壌処理施設計画に関する要請

株式会社ソイルテックジャパンが紀北町上里地区で建設を進める汚染土壌処理施設について、建設地が水道水の水源地近くにあり、河川にも隣接していることから、大雨による増水や強風時などには水源地や下流域に汚染物質が拡散する恐れがあり、紀北町としては、町民の安全・安心を第一に、町の環境、命の水を守っていくという観点から対応していくこととしています。

平成28年12月4日、事業者より建設地周辺の自治会及び住民へ行われた説明では、生活地周辺で汚染土壌が取り扱われる不安感をはじめ、住民説明が無く工事が進められてきた経緯などから、「水道水の水源地近くで汚染土壌が取り扱われるのは不安である」「住民が建設に納得するまで、施工中の工事を止めることができないのか」「強引に工事を進めており、許可さえ受ければ住民意思に反して操業するのではないか」「建設地は平成16年9月の大水害で浸水しており、保管されている土壌が流出する危険性がある」など、事業者に対し不安と不信の声や強い反対意見が出されています。

その後、地元自治会で建設反対の決議がされ、12月26日に町へ668名の反対署名の提出がありました。

このような状況を踏まえ、三重県におかれましては、住民の安全・安心を第一に、下記のとおり慎重な対応をされるよう要請するものです。

#### 記

1 汚染土壌処理業の許可の可否にあたっては、地元自治会の建設反対の決議及び署名など住民の思いを真摯に受け止め、十分な審査を尽くしていただきたい。

2 汚染土壌処理業を行おうとする本事業者に対しては、住民の安全・安心を第一とし、地元の理解なしに事業を進めることのないよう指導していただきたい。

以上のとおり、要請いたします。

今、これを朗読させていただいたように、許可権者である三重県知事に対しては、すごい、この要請が力を発揮すると思います。そして、最後は、紀北町には、水道水源保護条例があり

ます。その条例の対象事業として、産業廃棄物処理業、採石業、そして、3つ目に水質を汚濁させ、又は水源の枯渇をもたらすおそれのある事業と明記されています。今回のような事態に、この条例を適用しないで、何のための条例であるかということになります。尾上町長はこの条例を適用して、水道水源保護審議会に諮問することを決定し、審議会の開催の要請をいたしました。2月2日に水道水源保護審議会を開催すると聞いております。我々町議会議員も、私が今まで述べたように、地区住民の皆さま、地域住民の皆様の不安と恐怖を取り除いてほしいという切実な思いと、今までの平穏な生活に早く戻っていただくためにも、『汚染土壌処理施設（海山土壌処理センター）』設置許可に住民意志の反映を求める請願書の採択に1人でも多くの議員の皆様の賛同を求め、私の賛成討論とさせていただきます。

**玉津 充議長**

次に、賛成討論される方はありませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**玉津 充議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第4 請願第1号については、採択することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**玉津 充議長**

挙手全員です。

したがって、請願第1号は採択とすることに決定いたしました。

ただいま、請願が採択されたことにより、意見書案が提出されることになります。

---

**玉津 充議長**

ここで、暫時休憩します。10時20分まで休憩します。

(午前 10時 04分)

---

**玉津 充議長**

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 20分)

---

**玉津 充議長**

先ほど、請願が採択されたことにより、意見書が提出されました。

お諮りします。

この件を日程に追加し、別紙のとおり追加日程として、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**玉津 充議長**

異議なしと認めます。

したがって、意見書案1件については、日程に追加し、別紙、追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第1

**玉津 充議長**

追加日程第1 意見書案第1号 『汚染土壌処理業（海山土壌処理センター）』の許可に住民意志の反映を求める意見書についてを議題とします。

まず、提案者から趣旨説明を求めます。

入江康仁君。

**8番 入江康仁議員**

それでは、意見書案第1号について、趣旨説明をさせていただきます。

意見書案第1号

平成29年2月1日

紀北町議会議長 玉津 充 様

提案者 紀北町議会議員 入江康仁

賛成者 紀北町議会議員 家崎仁行

賛成者 紀北町議会議員 原 隆伸

『汚染土壌処理業（海山土壌処理センター）』の許可に住民意志の反映を求める意見書（案）上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

次のページをお願いいたします。

『汚染土壌処理業（海山土壌処理センター）』の許可に住民意志の反映を求める意見書（案）

## 趣 旨

現在、紀北町上里坂ノ下地内に建設がすすむ汚染土壌処理施設は、海山地区住民にとって、汚染水の問題による健康被害はもとより、地域の農業、漁業に深刻な影響を与え、町の基幹産業の衰退に繋がりがねず、大多数が設置に反対です。

よって、汚染土壌処理業の許可において住民意志を反映されることを求める。

## 理 由

紀北町は、海と山に囲まれ、温暖で空気は澄み清らかな水があふれる自然豊かなところです。この豊かな自然を守り次世代に継承することは、私たち地域住民の責務です。また、この地域の豊かな自然環境は、人々に大きな安らぎと潤いを与えてくれるかけがえのない財産であり、地域の誇りです。

このような地域に、しかも上里浄水場約300メートル上流の紀北町水源保護地域内に汚染土壌処理施設が建設されようとしています。

当該業者は、建設工事を地元住民に一切知らせず、平成27年8月より工事を開始し、ようやく地元住民に知らせたのは平成28年10月19日でした。住民の安全・安心の暮らしに大きな影響を与える汚染土壌処理施設建設を、このような手法で行っている当該業者に、地元住民は大きな怒りと不信感を強く持っています。

現在、上里浄水場から、上里、細野、河内の三地区に水が供給されていますが、海山地区の水道はループ状となっているため、渇水時等非常時には上里浄水場から海山地区全域に水が供給されます。まさに、上里浄水場は海山地区住民にとって命の水の源となっております。

処理施設は、船津川支流（大河内川）の砂利層上に建設され、施設内で処理された汚染水が、地下水脈を通して水源を汚染し、川に流れ、さらに海に流れ出るという大惨事を危惧します。汚染水の問題は、住民の健康被害はもとより、地域の農業、漁業に深刻な影響を与え、町の基幹産業の衰退に繋がりがねません。風評被害は漁業者の死活問題です。

1日最大80台（往復160台）の大型車両の通行は、歩行者や通行車両への危険性が増大し、粉じん被害など地域住民の身体や生活に重大な影響を与えます。冬になると、この地域特有の北西の季節風（通称「河内の耳とり風」）が常時吹き、有害物質の粉じんを大変恐れます。住民にとって、処理施設の建設によって従来の生活が一変し、不安な生活を強いられることとなります。

以上の理由により、汚染土壌処理業の許可において住民意志を反映されるよう強く求めるも

のです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年2月1日

三重県北牟婁郡紀北町議会議員 玉津 充

三重県知事 鈴木英敬 様

以上であります。

この意見書については、地元住民から請願書に案として付けられておりましたが、その題名が汚染土壌処理施設設置許可に住民意志の反映を求める意見書（案）でございました。しかしながら、土壌汚染対策法を見ますと、その第22条で、汚染土壌の処理を業として行おうとする者は環境省令で定めるところにより、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設ごとに当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されております。住民の方々から出された請願においては、法に精通することまで求めるのは無理があります。請願の趣旨は、十分皆様もご理解されたことと思いますので、紀北町議会として知事に出す意見書としましては、法の趣旨に沿った内容に改め、提出先での取り扱いがしやすいように案を考えた次第であります。文書は多少修正いたしておりますが、提出者にも確認しており、提出者の皆様の意向に沿ったものであると思いますので、この意見書案でご可決いただきますようよろしくお願いいたします。以上で趣旨説明を終わります。

**玉津 充議長**

以上で趣旨説明を終わります。

これより議案の審議に入ります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**玉津 充議長**

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**玉津 充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発 言 す る 者 な し )

**玉津 充議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 意見書案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**玉津 充議長**

挙手全員です。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

---

**玉津 充議長**

それでは、これで平成29年第1回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 10時 31分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 29 年 2 月 15 日

紀北町議会議長 玉津 充

紀北町議会議員 原 隆伸

紀北町議会議員 樋口泰生